

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職務評価等実施支援事業	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成24度・未定	担当課室	短時間・在宅労働課	短時間・在宅労働課長 吉永 和生			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	施策名	Ⅱ-3-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号	関係する計画、通知等	・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、企業に対して、「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング、ノウハウの提供、相談支援等を行い、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	企業での職務分析・職務評価の実施を支援するため、以下の取組を行う。 1 企業の具体的事例の収集、課題の検討及びガイドラインの作成 2 職務分析・職務評価実施支援のための「簡易コンサルティングマニュアル」の作成 3 企業の人事労務担当者等への研修の実施 4 Webサイトでの情報提供 (1)企業の取組の好事例、課題解決手法、職務分析簡易チェックリスト (2)パートタイム労働者活躍度診断サイト等の運営						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算					59
		補正予算					
		繰越し等					
		計					59
	執行額						
執行率(%)							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)
	簡易コンサルティングマニュアルの作成を成果目標として設定することを検討している。	成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	WEBサイトのアクセス数を活動指標として設定することを検討している。	活動実績 (当初見込み)	件	-	-	-	-
				-	-	(-)	(-)
単位当たりコスト	- (円/)	算出根拠	-				

平成23・24年度予算内訳（雇用勘定）	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由	
	謝金	0	22	H24年度新規要求	
	旅費	0	4		
	雑役務費	0	14		
	印刷製本費等	0	16		
	消費税	0	3		
計	0	59			

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
算目的状況予	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	過去の事業仕分けの結果や横断的な見直し基準等を踏まえた事業案となっている		

予算監視・効率化チームの所見	
	企業に対して「職務分析・職務評価」及びこれに基づく賃金制度等を構築する際の簡易的なコンサルティング、ノウハウの提供、相談支援等を行い、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を促進する経費であり、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）	
—	

補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）	
<p>・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇の推進」が記載されている。</p> <p>・「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、「非正規雇用対策（正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等）や若者の就労支援の実施を推進します。」とされており、別添1「施策の具体的内容」においては、「□非正規雇用対策の推進・意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へと移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようになるなど、非正規雇用対策を推進します。」「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進」、「パート労働者の均等・均衡待遇の推進」が記載されている。</p> <p>・第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、施策の基本的方向として「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進の取組として、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の推進など、多様な働き方の雇用の質を向上させるための施策を推進」とされており、具体的施策として「パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の推進と事業主の取組への支援」「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇を推進するため、法整備も含めて具体的な取組方法を検討」「パートタイム労働法等関係法令の遵守を徹底させることにより、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保」が記載されている。</p> <p>・社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、個別分野における具体的改革として「就労促進」の分野で「ディーセント・ワークの実現」が記載されている。</p>	